



「気軽に相談してください」と話す中山さん



支援団体名

熊本県司法書士会

役職・氏名 常任理事 相談事業部長 なかやまたかひろ 中山貴博さん

Interview

□司法書士会の支援はいつから

震災直後の平成 28 年 5 月から中央公民館で開始しました。開始当初は、机や椅子を持ち込んでの相談会でした。

□支援のきっかけは何でしたか

平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に、日本司法書士会連合会および各地の司法書士会は、震災等の災害発生時に相談活動の法的支援を行って来ました。これらの経験をふまえ支援を行っています。

昨年度実施した、仮設団地での巡回相談では九州各県の司法書士会からも応援に駆け付けてくれました。

□どんなことを相談できますか

- ・相続に関すること(土地の名義が父や祖父になっている)
- ・家屋の修理業者とのトラブル(140 万円以下のもの)
- ・隣の塀が崩れて車や自宅が傷ついたなどのトラブル(140 万円以下のもの) など

□司法書士の震災調停(裁判外の紛争調整)とは

熊本地震に起因するトラブルで 140 万円以下の生活上の争いごと、例えば地震に伴う家主とのトラブル、

賃貸借人、お隣、職場とのトラブルなどを、話し合いによって解決します。手数料は全て無料です。平成 28 年度は 2 件の申し立てがあり 2 件とも合意しました。平成 29 年度は 12 件の申し立てのうち 3 件が合意しています。

□被災された方々に伝えたいこと

- ・租税特別措置法について

被災した建物の建て替え等に係る登録免許税の免税措置が新設されました。被災した建物の代わりに新築等をした建物およびその敷地の土地に係る所有権等の保存登記、移転登記または抵当権の設定登記については、災害の発生した日から 5 年を経過する日までに登記を受けるものに限り、登録免許税がかからないことになりました。

ただし、免税を受けるためにはさまざまな要件があり、適用とならない場合もあります。

□司法書士会の無料法律相談日と場所について

毎週月曜日午後 1 時から 4 時まで、役場仮設庁舎 1 階の相談室で行っています。予約や手数料は必要ありません。震災調停や登録免許税について詳しくお聞きになりたい方は、熊本県司法書士会にお問い合わせください。

インタビュー

震災調停 Q & A

Q 調停ってなに？

A 申し立てをする人とその相手方が、一つのテーブルで一緒に話し合います。中立の立場で司法書士が間に入って調整します。

Q 費用はどのくらいかかるの？

A 司法書士の報酬や調停手続きの手数料など全て無料です。

Q 調停はいつ・どこであるの？

A 原則として、熊本県司法書士会館で行いますが、申立人や相手方の希望する場所で行うこともできます。

調停の日時は、平日の昼間だけでなく、夜間、土曜日や日曜日も可能です。

Q 期間はどのくらいかかるの？

A 原則として 3 回以内の話し合いにより解決することを想定しています。順調に話し合うことができれば 2 か月ぐらいで終了できる予定です。

Q 地震とは関係ないトラブルの調停はできないの？

A 震災調停は、熊本地震に起因するトラブルが対象です。地震とは関係ないトラブルについては、熊本県司法書士会までお問い合わせください。

☎ 熊本県司法書士会館 ☎ 364 - 2889